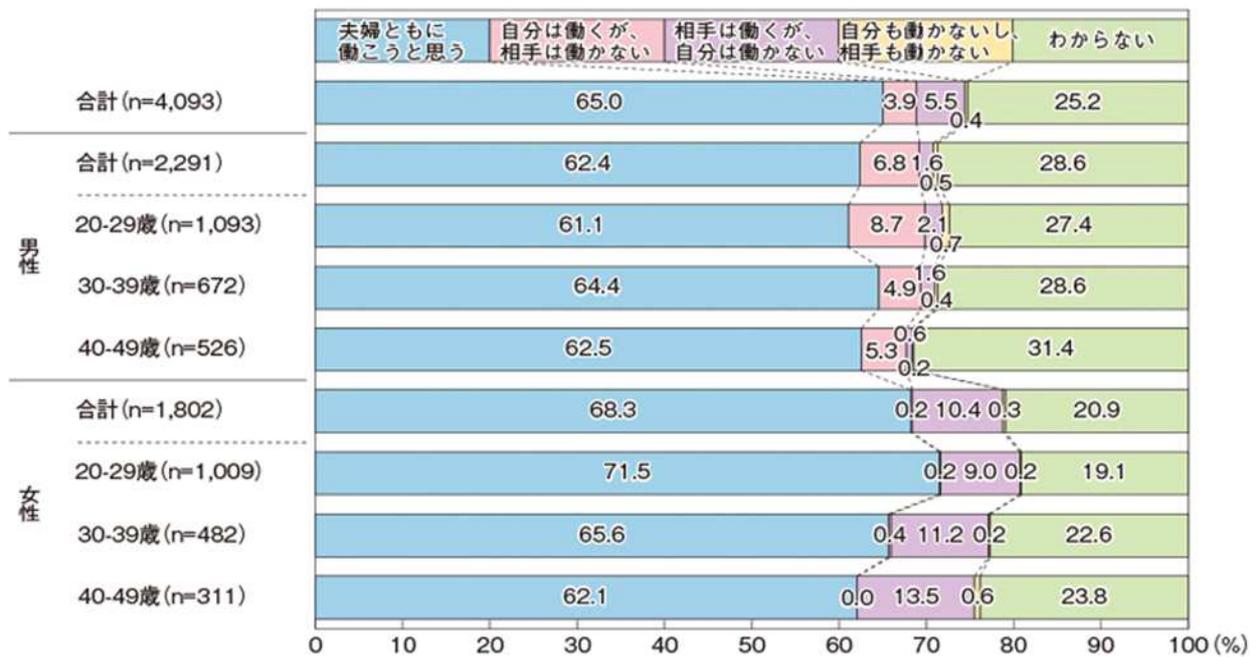


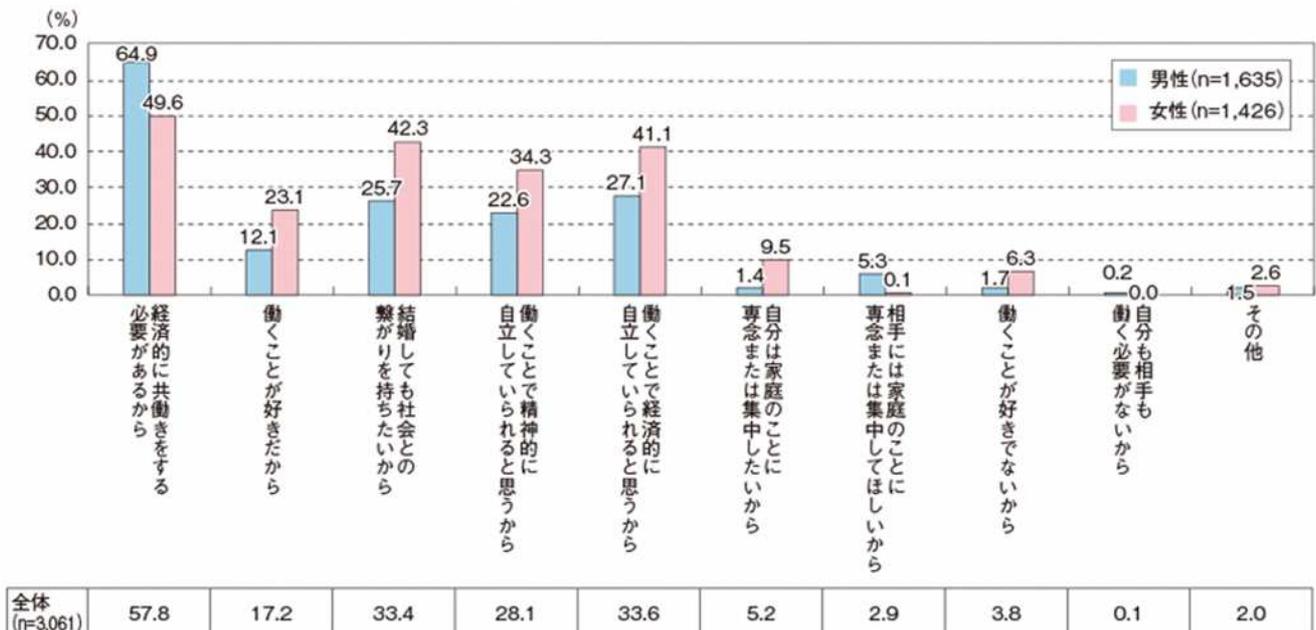
■夫婦の働き方 ■ 夫婦の働き方に関する意識

- 全国動向として、結婚を希望している者で結婚していない20～40歳代の男女に、結婚後の働き方について聞いたところ、男女ともに、60%以上が結婚後「夫婦ともに働こうと思う」と回答している。（図表5）
- 上記のように回答した理由を聞いたところ、「経済的に共働きをする必要があるから」が57.8%と最も高い。次いで、「働くことで経済的に自立していられると思うから」が33.6%、「結婚しても社会との繋がりを持ちたいから」が33.4%、「働くことで精神的に自立していられると思うから」が28.1%と続き、これら3つの回答は、特に女性に多くみられる。（図表6）

図表5 結婚後の夫婦の働き方に関する意識



図表6 結婚後の働き方についての回答理由

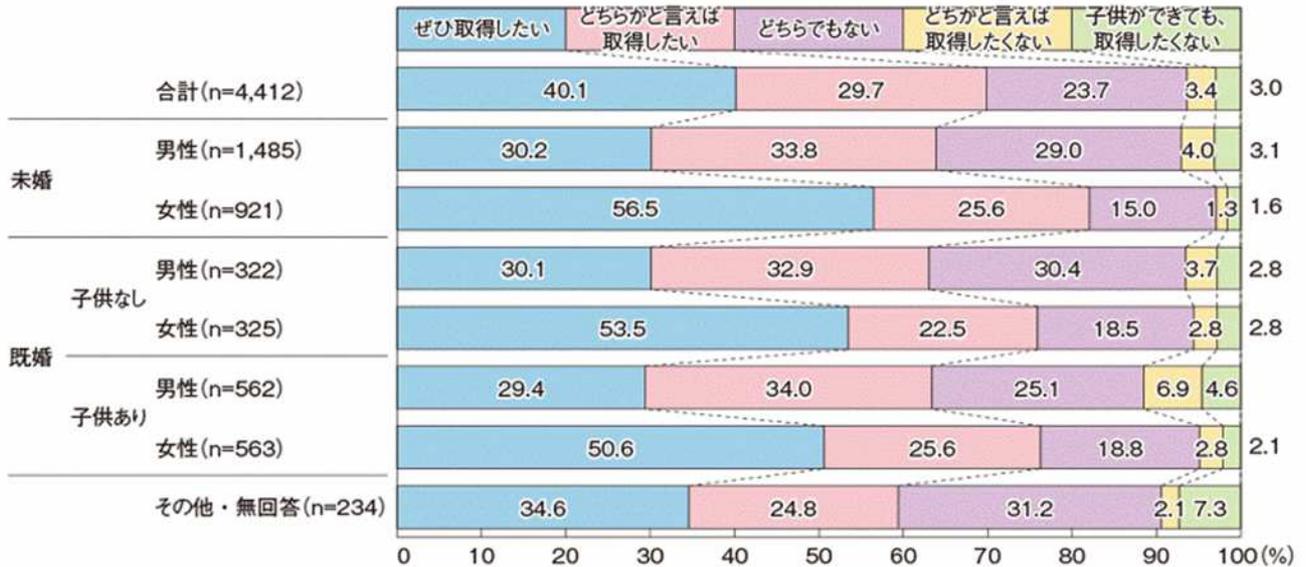


資料：少子化社会対策白書（少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書）（内閣府）

■子育て意識■ 夫婦の家事・子育てに関する意識

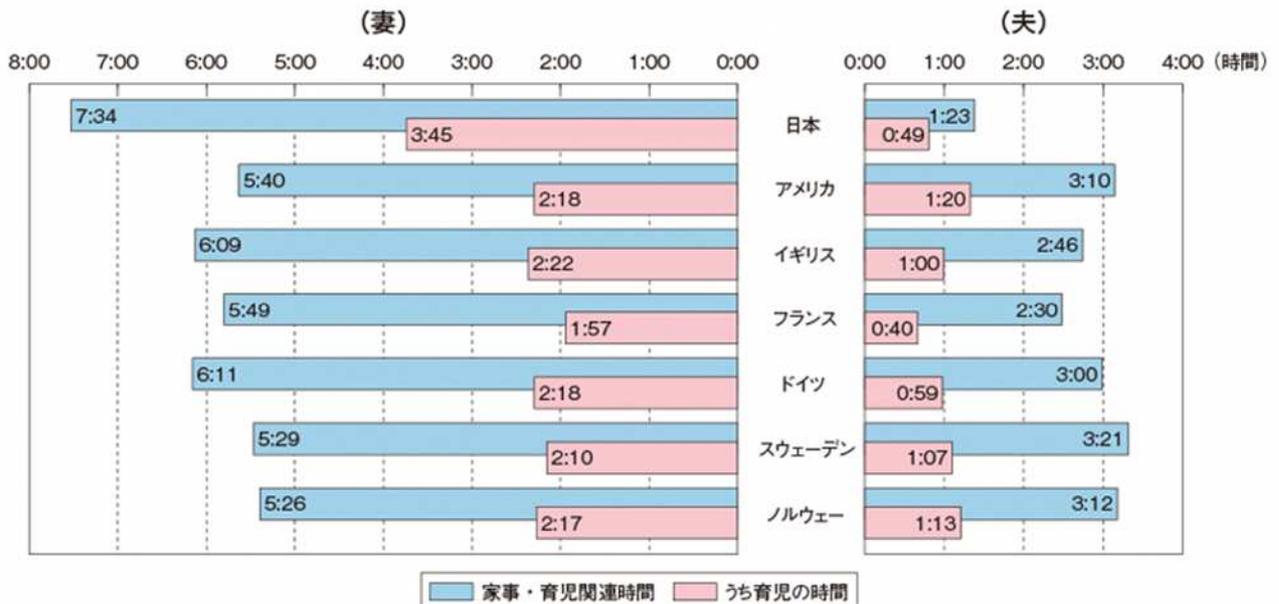
- 全国動向として、妊娠中または子どもを持つ意向のある男女に、今後育児休業を取得したいかどうか確認したところ、「取得したい」という意向が高い。男性についても、未婚、既婚ともに「取得したい」という回答が60%を超えており、家事・育児参画への意欲は決して低いわけではない。（図表7）
- 我が国の6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連時間は先進国最低の水準にとどまること、（図表8）夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生状況との間に正の関連性が示されている。（図表9）

図表7 育児休業取得の意向



資料：少子化社会対策白書（少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書）（内閣府）

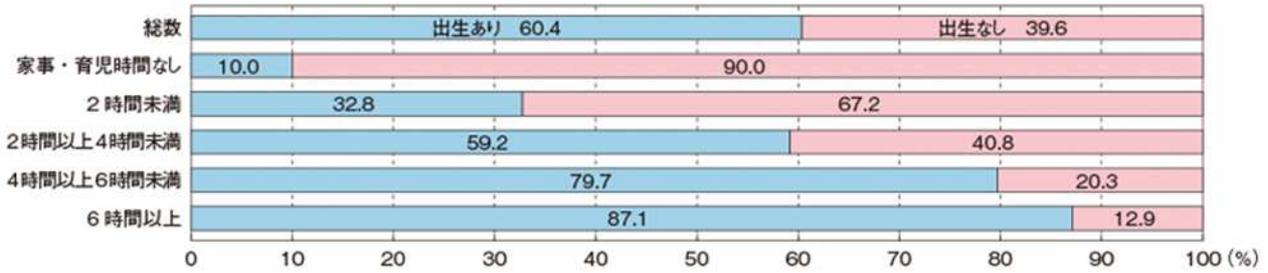
図表8 6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間（1日当たり・国際比較）



（備考）1. Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004)、Bureau of Labor Statistics of the U.S. “American Time Use Survey” (2016) 及び総務省「社会生活基本調査」（2016年）より作成。
2. 日本の数値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫と妻の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）である。

資料：少子化社会対策白書（少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書）（内閣府）

図表9 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況



資料：厚生労働省「第14回21世紀成年者縦断調査（平成14年成年者）」（2015年）

注：1.集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。

①第1回調査から第14回調査まで双方から回答を得られている夫婦

②第1回調査時に独身で第13回調査までの間に結婚し、結婚後第14回調査まで双方から回答を得られている夫婦

③出生前調査時に子ども1人以上ありの夫婦

2.家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第13回調査時の状況である。

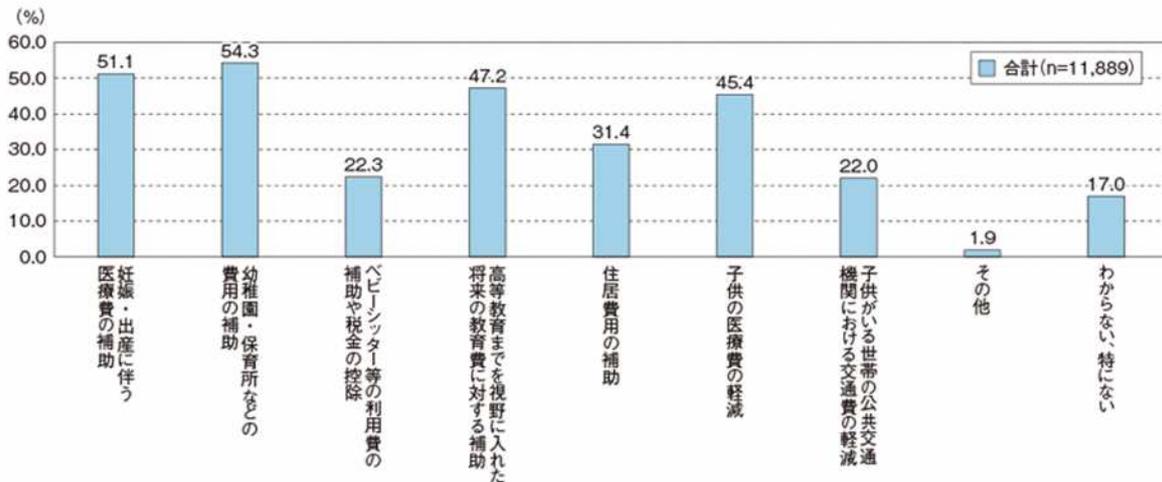
3.13年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。

4.「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

■子どもを持つ条件■ 子どもを持つための条件・温かい社会の実現に対する関する意識

- 自治体の取組・支援について、20～50歳代の男女に対し、経済的な事柄に特化して、どのようなことがあれば、皆が安心して希望どおり子供を持てるようになるか聞いたところ、「幼稚園・保育所などの費用の補助」が54.3%と最も高かった。（図表10）
- 2019（平成31）年3月に内閣府が実施したインターネットによる意識調査において、全国の15～89歳の男女（5,000人）に対し、日本の社会が、結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっているか聞いたところ、全体では、45.2%が向かっている（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計）と回答している。（図表11）

図表10 安心して希望どおりの子どもを持つための条件



図表11 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっているか

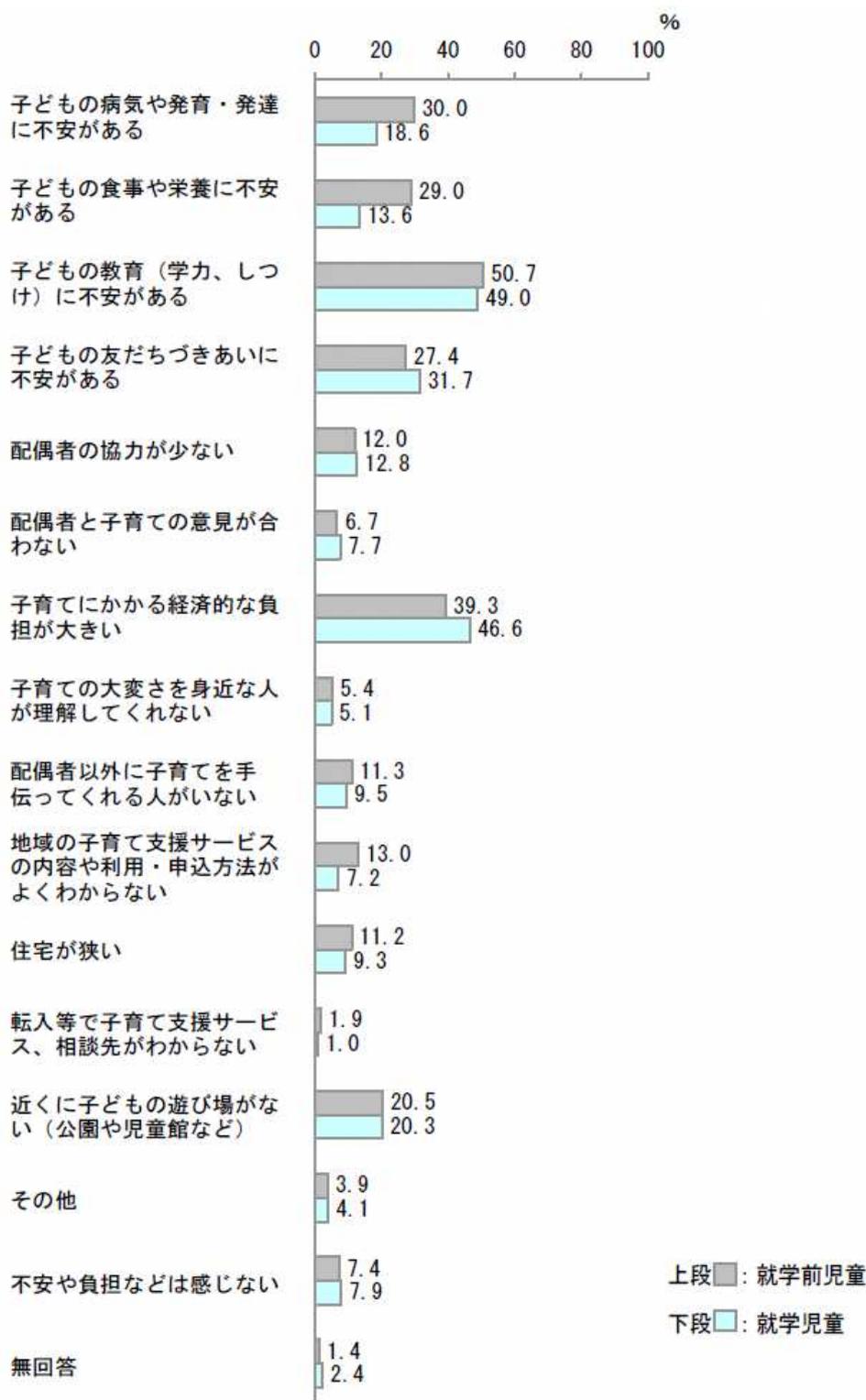


資料：少子化社会対策白書（少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書）（内閣府）

■豊橋市の実態■ 子育てに関する意識

- 豊橋市における子育てに関する不安については、就学前児童、就学児童ともに「子どもの教育（学力、しつけ）」に感じる保護者や、「経済的な負担」を感じる保護者の割合が高くなっている。また、就学前児童では「子どもの病気や発育・発達に不安がある」、「子どもの食事や栄養に不安がある」と答える割合がいずれも30%前後となっている。（図表12）

図表12 子育てに関する不安



■産後ケア■ 日本産後ケア協会が提案する「産後ケアシステム」

- 日本産後ケア協会において、安心して出産できる環境を確保するため「産後ケアシステム」が提唱され、女性のライフステージにあわせた、「産後ケアリスト」や「産後ケアセンター」によるサポートシステムが構築されている。
- 産後ケアセンターは、当該協会と産婦人科により運営されている事例が京都にある。

図表13 女性のライフステージと産前・産後ケアリストによる継続ケア

「産後ケアシステム」は、ケアの対象を「子どもの母親」としてではなく、「ひとりの女性」として受け止めることから始まる。産前から産後へと変わる女性のこころと体、そして環境の変化も女性には大きな負荷がかかる。人生の節目にある女性に寄り添い、各専門的な知識と経験で支え、包括的にサポートするのが産後ケアリストと呼ぶ。

産前産後だけでなく、その後の育児・子育て卒業まで長期に渡って継続することが可能であり、女性にとっては、心身の健康を保つうえでの良きアドバイザーを得る機会であるとも言える。

子育てが一段落した女性が、今度は産後ケアリストとしてサポートする立場になることも可能。これら継続してケアする仕組みを「産後ケアシステム」と呼ぶ。



図表14 産後ケアセンター

出産後の育児支援を目的とし、母親と赤ちゃんが一緒に過ごせる宿泊型ケア施設のこと。個室が基本で、リラックスした時間が過ごせるようシステム化されており、夫や子供など家族と一緒に宿泊できるスペースも用意される。看護師、助産師を中心に臨床心理士、産後ケアリストなどの専門職が24時間体制で産後ママのケアにあたる。産後ママの休養と体力回復に向けてさまざまなケアと癒しのプログラムを提供する。

都道府県	施設名	連絡先	簡単なサービス内容	利用料金
京都	日本産後ケア協会 運営 & SangoCare Kyoto ・京都西陣ろおじ ・京都アートステイ西陣捨松	・京都西陣ろおじ 〒602-8294 京都市上京区東西俵屋町144/145番地 ・京都アートステイ西陣捨松 〒602-8453 京都市上京区笹屋町1丁目525-1	産後ケア	・京都西陣ろおじ 1泊2日 7,500円～産後ケアサービス1時間 2,500円 ・京都アートステイ西陣捨松 1泊2日(2名) 13,000円 3名からは追加1名にあたり +1,000円/1泊 産後ケアサービス1時間 2,500円
京都	医療法人仁愛会 川村産婦人科	〒606-0864 京都府京都市左京区下鴨高木町40	個室、3食付き(夫宿泊可)、母乳ケア、沐浴、お洗濯サービスあり	問い合わせ

資料：日本産後ケア協会ホームページより

■財政支援■ 子育て世帯に対する経済的負担の軽減について

- 2019年10月1日より、幼児教育・保育の無償化が実施されている。（図表15）

図表15 幼児教育・保育の無償化のポイント

趣旨 → 家庭の経済的負担の軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

1. 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚園0.04万円）まで無償化
 - ※ 保護者が直接負担している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

2. 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

3. 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化
- 認可外保育施設における質の確保・向上を図るため、指導監督の充実に向けた取組や認可施設への移行支援など様々な取組を実施

4. 負担割合

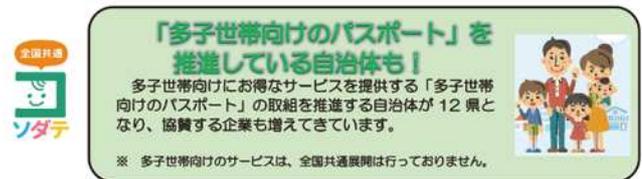
- 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10
 - ※ 初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担。また、事務費やシステム改修費についても一定の配慮措置。

5. その他

- 就学前の障害児の発達支援を利用する3～5歳の子供たちについても、利用料を無償化。幼稚園や保育所等を併用する場合も含む
- 実施時期：2019年10月1日

図表16 多子世帯向け子育て支援パスポート

- 多子世帯の経済的負担を軽減するための措置については、一定の要件の下で児童手当や幼児教育・保育などにおいて行われている。
- 児童手当では、3歳から小学校修了前の子供について、第1子及び第2子については月1万円を支給しているのに対し、第3子以降の子供については月1.5万円を支給している。
- 幼稚園、保育所等の保育料では、多子世帯の負担軽減策として一定範囲で第2子を半額負担、第3子以降を無償とする支援を行っている。
- 2017年12月に閣議決定した、「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、広く国民が利用している3～5歳の幼稚園・保育所・認定こども園等の費用については全面無償化し、0～2歳についても、待機児童の解消を進めるとともに、市町村民税非課税世帯について無償化することとしている。
- 多子世帯向けにお得なサービスを提供する「多子世帯向け子育て支援パスポート」の取組を推進する自治体も増えている。（図表16）



都道府県	対象・利用条件			備考
栃木県	18歳未満	妊婦も対象	大人だけでも利用可	3人以上の子がいる世帯
埼玉県	18歳未満	妊婦も対象	大人だけでも利用可	3人以上の子がいる世帯
石川県	18歳未満	妊婦も対象	大人だけでも利用可	妊娠中の子を含む18歳未満の子が2人以上いる世帯
福井県			(一部は)大人だけでも利用可	子が3人以上おり、一番下の子が15歳未満の世帯
長野県	18歳未満	妊婦も対象		年度末年齢18歳以下の子が3人以上いる世帯
岐阜県	18歳未満	妊婦も対象	大人だけでも利用可	妊娠中の子を含む18歳未満の子が3人以上いる世帯
岡山県	小学生以下	妊婦も対象	大人だけでも利用可	妊娠中の子を含む3人以上の子がいる世帯で、かつ、その末子が小学生以下である世帯
山口県	18歳未満	妊婦も対象	大人だけでも利用可	妊娠中の子を含む18歳未満の子が3人以上いる世帯
香川県	18歳未満			18歳未満の子が3人以上いる世帯
大分県	18歳未満	妊婦も対象	大人だけでも利用可	妊娠中の子を含む18歳未満の子が3人以上いる世帯
宮崎県	小学生以下	妊婦も対象	大人だけでも利用可	子が3人以上いる世帯で、かつ、その末子が小学生以下である世帯
沖縄県	18歳未満	妊婦も対象	(一部は)大人だけでも利用可	18歳未満の子が3人以上いる世帯

※利用条件は各店舗によって異なる場合があります。
※多子世帯向けサービスは都道府県独自の事業であり、全国展開とはなっていません。

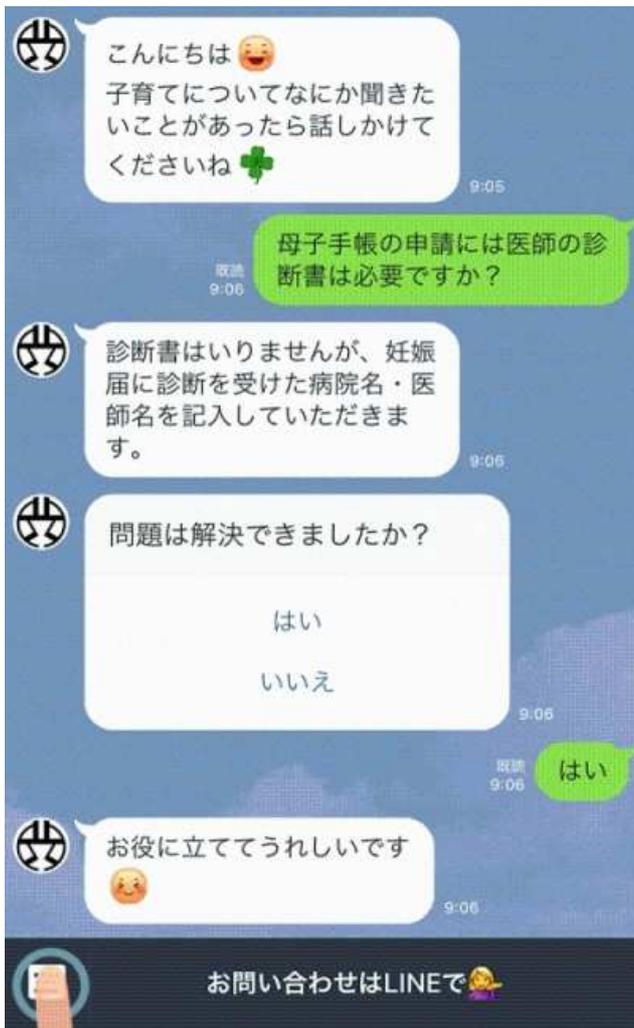
■ A I 活用 ■ AIを用いた子育て支援

- 子育て支援の世界でも、A I や I C T の活用が進んでいる。
- 各種子育て支援に関する「情報提供方法」として、「LINEを用いたA I 自動応答サービス」の取り組みが渋谷区で行われている。（図表17）
- 子育てにおける「子どもの見守りサービス」は、携帯端末を活用したシステムが各メーカーから提供されている。（図表18）
- A I ・ I C T の進展により、子ども・子育て支援サービスも多種多様化していくものと見通される。

■ AIを用いた自動応答サービス（渋谷区）

- 渋谷区では、2018（平成30）年4月より、LINE公式アカウントで利用者からの問合せに対し、自動で回答を行うAI自動応答サービスを実施している。
- 2017年からLINE株式会社との協定に基づき、子育て世代にリーチ力の高いLINEに公式アカウントを設け、セグメント配信（対象者ごとに必要な情報を選別して送信する方法）を開始。
- 現在は、妊娠期から就学前の子供を育てている人が主に利用しているため、配信する情報もそれらの利用者に向けた内容が多数を占めている。

図表17 LINEを活用したA I 自動応答サービス



資料：渋谷区ホームページより

■携帯端末を活用した子ども見守りサービス

図表18 子ども見守りサービス事例（評価ランキング）

順位	商品・サービス	満足度
1位	auキッズ携帯(マモリーノなど)	3.65
2位	ミマモルメ	3.64
3位	ドコモキッズ携帯「ドコモキッズ・ジュニア」	3.39
4位	アルソック まもるっく	3.37
5位	SoftBankキッズ携帯(キッズフォン/みまもりケータイ)	3.32
6位	ココセコム	3.04
7位	登下校みまもりサービス	2.93
8位	PiTaPaあんしんグーパス	2.92
9位	キンセイ	2.85

○事例1：auキッズ携帯での見守り



○事例2：阪急阪神のミマモルメ

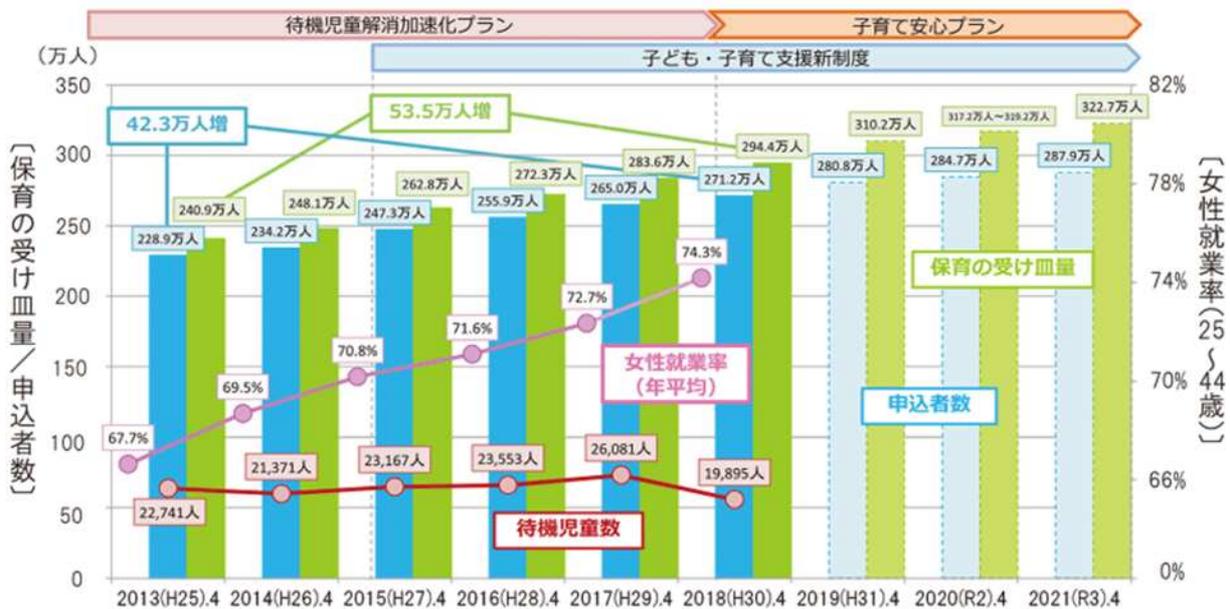


資料：「みんなの評価ランキング」より

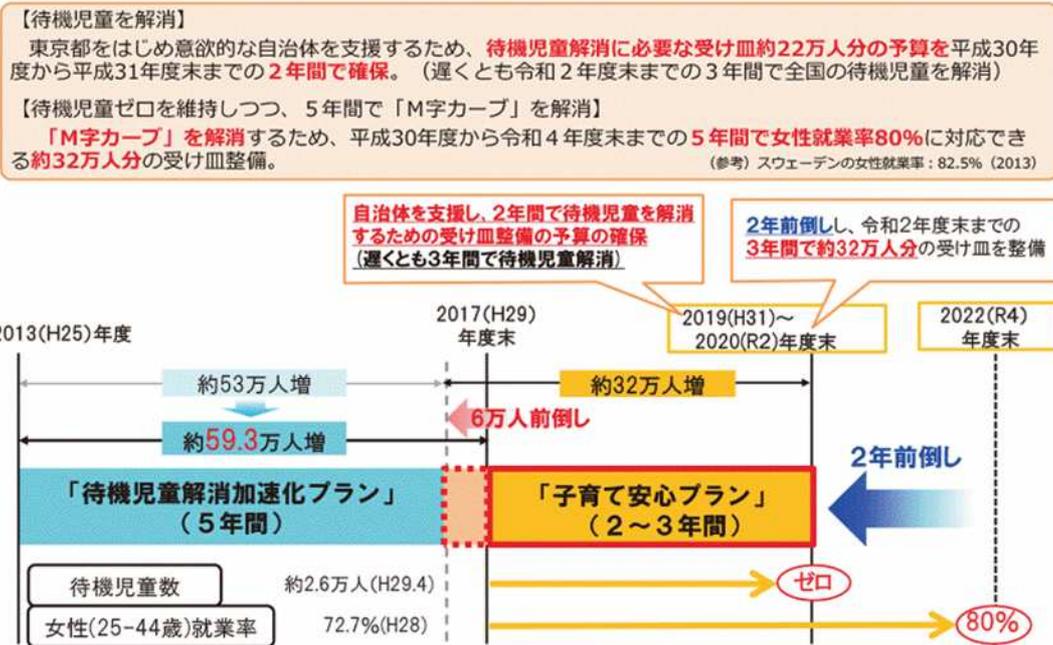
■待機児童■ 待機児童の解消

- 全国の保育所等待機児童数については、2018（平成30）年4月時点において1万9,895人（対前年比6,186人減）となっており、過去5年間と比較すると最も低くなっている。（図表19）
- 全国動向に対し、「豊橋市の待機児童数は、ゼロ」となっている。
- 全国的には、今後も25歳から44歳の女性の就業率が上昇し、その就業率と相関して保育の利用申込み率も伸びることが見込まれることから、2017（平成29）年6月に「子育て安心プラン」が公表され、2020（令和2）年度末までに待機児童の解消、女性就業率8割に対応できるよう約32万人分の受け皿を整備する取り組みが行われる見通しである。（図表20）
- 待機児童数の削減を行う施策としては、公共用地を活用した保育園整備等による方法だけでなく、『東京都江東区における「公共施設整備協力金制度」を用いてマンション内に保育園を整備し寄付してもらう取組』や『東京都三鷹市における、市内大学病院に働きかけ、事業所内での保育施設（病児保育も兼ねる）整備』などの特殊な方法による対応も行われている。

図表19 保育所等待機児童の現状



図表20 子育て安心プラン

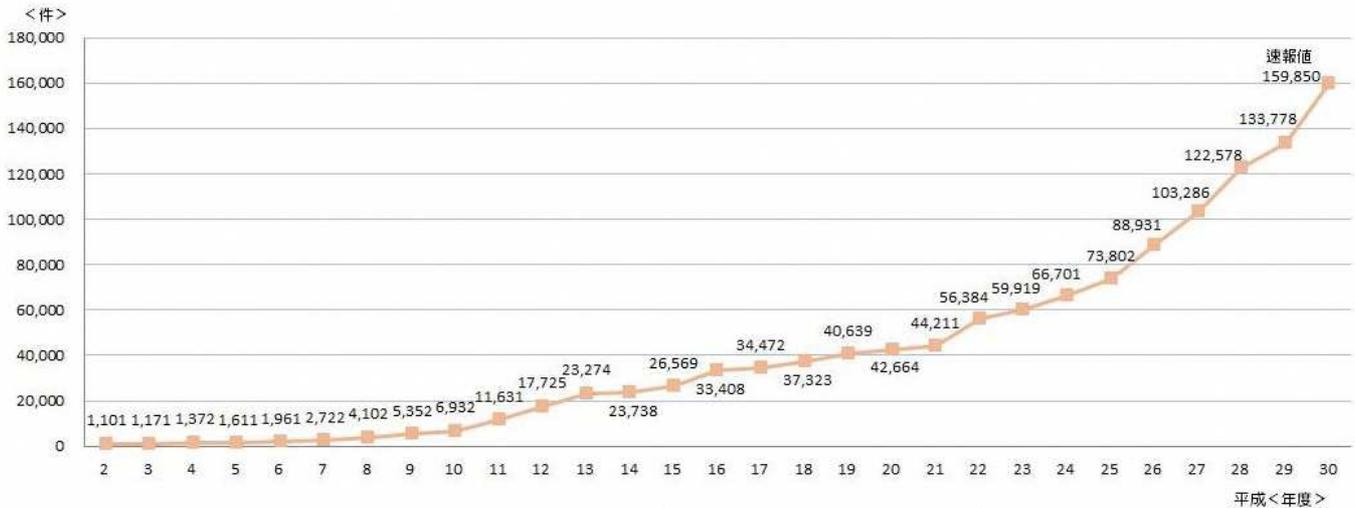


資料：少子化社会対策白書（少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書）（内閣府）

■児童虐待■ 児童虐待相談件数の増加

- 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成30年度（速報値）では159,850件となっている。（図表21）
- 相談対応の内訳としては、「心理的虐待」件数が多くその割合も急増している。（図表22）
- 国の対策としては、「児童虐待防止対策総合強化プラン」を策定し、児童相談所や子ども家庭総合支援拠点の体制強化を進めることとしている。
- 豊橋市には、児童相談所「愛知県東三河福祉相談センター」と子ども家庭総合支援拠点の役割を担う「こども若者総合相談支援センター（ココエール）」が設置されており、子どもに対する各種支援が行われている。

図表21 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移



資料：NPO法人児童虐待防止全国ネットワークホームページ（厚生労働省報告資料より作成）より

図表22 児童相談所における児童虐待相談対応の内容



資料：NPO法人児童虐待防止全国ネットワークホームページ（厚生労働省報告資料より作成）より

■小1の壁■ 小1の壁の打破

- 2018（平成30）年9月に、2019年度から5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」を文部科学省と厚生労働省が共同で策定。同プランは、「放課後子ども総合プラン」の進捗を踏まえ、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることとしている。（図表23-24）
- 地域と学校が連携・協働して行う「地域学校協働活動」は、図表25に示すような放課後子供教室や地域未来塾などの様々な取組が行われており、また、東京都小平市では「放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の運用」も行われている。（図表26）

図表23 「新・放課後子ども総合プラン」の全体像

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

○ そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- **放課後児童クラブ**について、**2021年度末までに約25万人分を整備し**、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ**2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備**（約122万人⇒約152万人）
- **全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し**、うち小学校内で**一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。**
- 両事業を新たに整備等する場合には、**学校施設を徹底的に活用**することとし、**新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。**
- **子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し**、**子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。**

資料：厚生労働省資料

資料：少子化社会対策白書（少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書）（内閣府）

図表24 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施状況

	放課後児童クラブ (2018年5月現在)	放課後子供教室 (2018年11月現在)
実施か所数	25,328 か所	18,749 か所
実施市区町村数	1,619 市区町村	1,171 市区町村
登録児童数	1,234,366 人	—

資料：文部科学省及び厚生労働省資料

資料：少子化社会対策白書（少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書）（内閣府）

■地域学校協働活動■ 地域と学校の協働活動の取組

図表25 地域学校協働活動の例

<p>学びによるまちづくり・地域課題解決型学習・郷土学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動 ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動 ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など 	<p>放課後子供教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動 	<p>地域未来塾</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援 
<p>家庭教育支援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など 	<p>学校に対する多様な協力活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など 	<p>地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など 

図表26 放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の取組事例（小平市）

小平市立小平第八小学校 八小放課後子ども教室『キラキラ☆らんど』

東京都小平市

活動の概要

- ・平成16年度開設。地域の方及び保護者の協力により、24種類の教育プログラムを子どもたちに提供。
- ・放課後子供教室(空き教室等を活用)と放課後児童クラブ(体育館内専用施設)が一体型として円滑に活動。

実施内容

	放課後子供教室	放課後児童クラブ
対象	全学年 (プログラムによっては対象を限定)	1～3年生 (心身に障がいのある児童は6年生まで)
開催日数	249日	約300日
主な開催日	平日の放課後及び土・日曜日 (長期休業時も実施)	平日の放課後及び土曜日 (長期休業時も実施)
子どもの平均参加人数	20人 (1つのプログラムあたり)	50人
開催場所	小学校内専用教室、校庭、体育館等	小学校内専用施設(体育館内)

24種類のプログラム

- 学習支援、英語クラブ、パソコン教室
- ロボット教室、生け花、絵手紙、陶芸
- 工作教室、書道、茶道、琴、花植え活動
- 紙芝居ワークショップ、サッカー、野球
- ソフトテニス、ミニバスケット、よさこいくらぶ
- フラダンス など

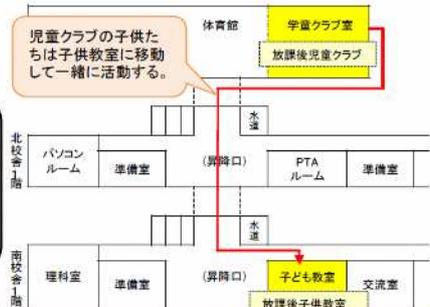


ポイント

- 放課後子供教室の活動全体の企画、調整を行うコーディネーター(学校運営協議会の委員も兼任)が中心となって、地域と学校の連携が実現されている。
- 放課後子供教室と放課後児童クラブのスタッフ間で日常的に児童の情報共有を行うことで、円滑かつ効果的にプログラムを進めることができている。
- プログラム初回には、参加する児童の保護者対象に活動内容の説明等を行う保護者会を実施し、保護者の声を活動に生かしている。

取組の効果

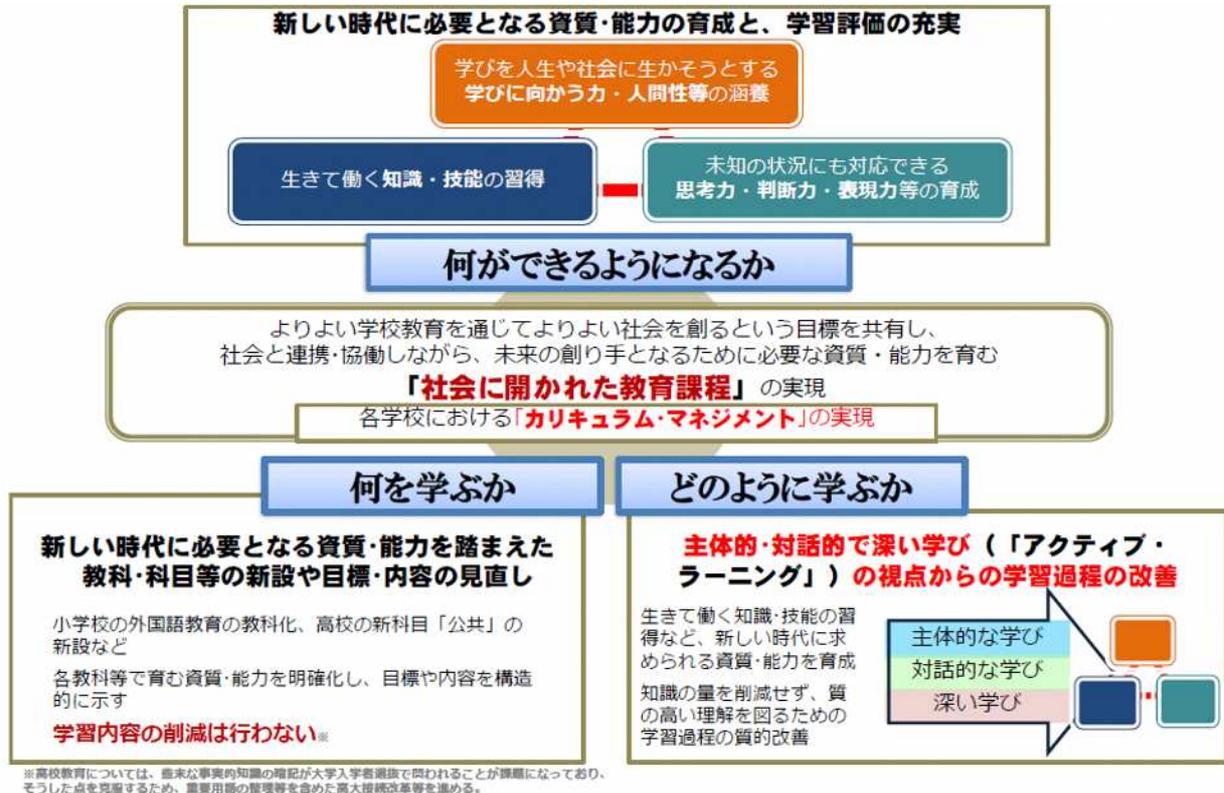
- ・児童の約80%が放課後子供教室に登録しており、複数の教育プログラムに参加している児童も多く、多様な体験活動ができている。
- ・保護者からは、「学校や親が教えにくいことも体験活動を通じて子どもに上手に教えてくれる。」「学校から帰宅した際、子どもとの会話が増えた。」「参加したことによって友達が増えた。」と好評。
- ・大人たちも、自分の持っているものを伝える喜びと子どもの元気を自分の元気にする喜びを得ることができた。



■教育改訂■ 学習指導要領の改訂について

- 新しい時代に必要となる資質・能力の育成ために、学習指導要領の改訂が行われている。
- 改訂は、「社会に開かれた教育課程（カリキュラム・マネジメント）」の実現に向けて、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの学習過程への改善が行われる。（図表27-28）

図表27 学習指導要領改訂の考え方



資料：文部科学省「学習指導要領の考え方」より

図表28 学習指導要領の改訂内容



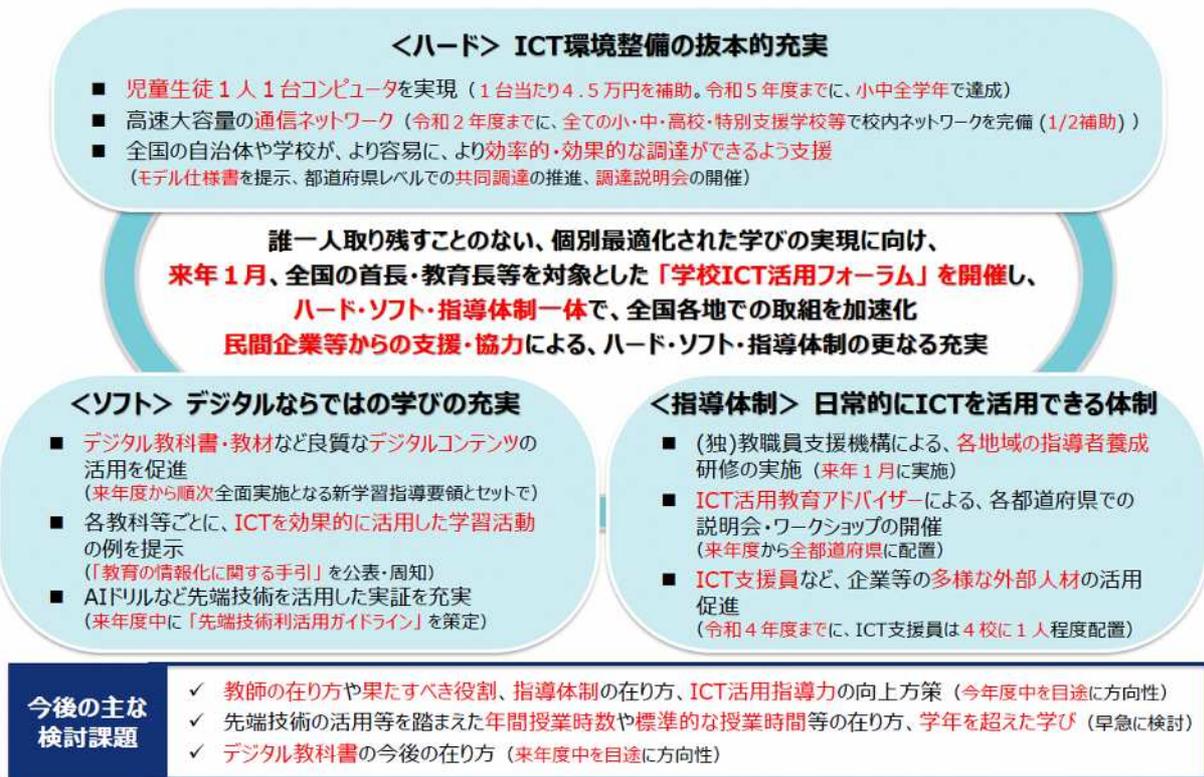
資料：文部科学省「学習指導要領」パンフレットより

■教育改訂■ GIGAスクール構想の実現について

- 『安心と成長の未来を拓く総合経済対策』（R1.12.5閣議決定）において、「学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）の整備を推進するとともに、特に、義務教育段階において、令和5年度までに、全学年の児童生徒一人ひとりがそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指す」ために、GIGAスクール実現推進本部が設置された。（R1.12.19）（GIGA = Global and Innovation Gateway for All）
- これにより、「児童生徒1人1台コンピュータ」の実現に向けた「ICT環境整備」の抜本的充実などの施策パッケージが推進される。（図表29-30）

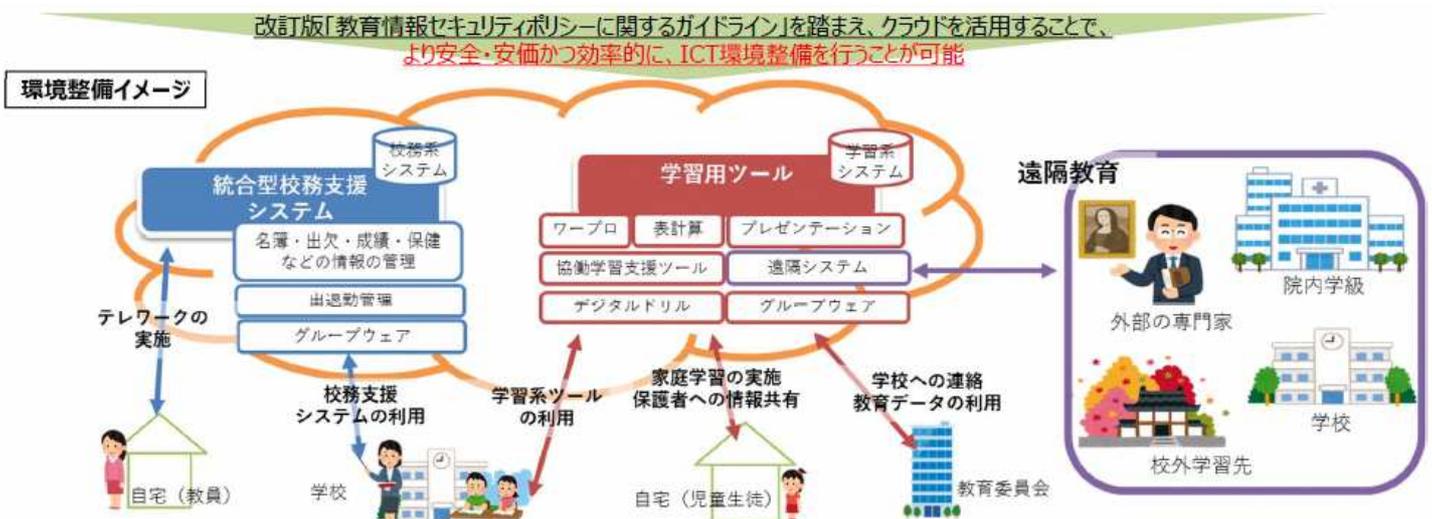
図表29 「児童生徒1人1台コンピュータ」の実現を見据えた施策パッケージ

「児童生徒1人1台コンピュータ」の実現を見据えた施策パッケージ



資料：文部科学省「児童生徒1人1台コンピュータの実現を見据えた施策パッケージ（案）」より

図表30 クラウド活用による「ICT環境整備」のイメージ



資料：文部科学省「GIGAスクール構想の実現パッケージ～令和の時代のスタンダードな学校へ～」より